

学校体育施設開放事業の利用について

スポーツニーズの多様化に伴い、活動機会の拡充がより一層求められています。身近な場所で、スポーツ・レクリエーションに親しめるのが、この学校体育施設開放事業であり、利用登録団体数も年々増加しております。学校運営に支障のない範囲で、マナーを守りながら、体力の増進、余暇活動の充実等のために、学校体育施設を適正に活用されることをお願いいたします。

なお、利用者遵守事項(別紙)が守られない場合は、利用登録を取り消しさせていただきます。

①利用登録できる団体

- ◇原則として、市内在住・在勤者で構成され、常時10名以上で活動できるスポーツ団体
- ◇成人及び成人が主導する責任者の明確な地域スポーツ団体

②開放曜日と時間

【 小学校 】

◇火曜日から金曜日:17時30分～21時30分

土曜日:13時～21時

日曜日:9時～17時

※月曜日・冬季・春季休業期間、学校行事がある時などは利用できません

【 中学校 】

◇月曜日から土曜日:19時～21時30分

※日曜日・冬季・春季休業期間、学校行事がある時などは利用できません

③利用の制限

- ◇1団体1週間につき1回を限度とします
(1回あたり小学校は2時間、中学校は2時間30分を限度)

④許可登録の有効期間

- ◇登録許可証の有効期間は、交付された年度の3月31日までとします

⑤その他

- ◇毎月1回開催する運営委員会に出席し、学校やスポーツ振興課からの連絡事項及び翌月分の日程の確認、体育館等の清掃をお願いします
※運営委員会を2回欠席した場合には、翌月分は利用停止となります
- ◇鍵を紛失した場合
※1回:3ヶ月間利用停止／2回:利用登録の取り消し

★利用者遵守事項は必ず守ってください

※守れない場合は、利用登録を取り消します